

神奈川県指令N協第 1020 号
愛甲郡愛川町半原 5800 番地
浅見 摩紀

令和5年11月10日付けで申請を受理しました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

令和5年12月19日

神奈川県知事 黒岩 祐 治



- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 J E C S A
- 2 代表者の氏名
浅見 摩紀
- 3 主たる事務所の所在地
愛甲郡愛川町半原 5800 番地
- 4 定款に記載された目的
本法人は、カンボジアの子どもたちに対して、教育環境改善支援や教育の質的向上への支援に関する事業を行い、教育の機会均等に寄与することを目的として活動する。
- 5 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 国際協力の活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 6 定款に記載された事業
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①教育環境改善支援のための共同プロジェクト事業
 - ②教育の質的向上のための物的質的支援及び人材支援事業
 - ③国際協力への普及啓発事業
 - ④職業技術指導及び製品の普及販売事業
 - ⑤その他目的を達成するために必要な事業